

議第 25 号

下呂市職員定数条例の一部を改正する条例について

下呂市職員定数条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。

令和 7 年 2 月 25 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

昨年の救急車の事故を受けて、再発防止策を講じるべく消防業務に従事する人員を増員するため、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市職員定数条例の一部を改正する条例

下呂市職員定数条例（平成16年下呂市条例第28号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前																				
<p>(定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次の表に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">区分</th> <th style="width: 40%;">定数（人）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長の事務部局の項～農業委員会の事務部局の項（略）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>消防機関の事務部局</td> <td style="text-align: center;">97</td> </tr> <tr> <td>公営企業の事務部局の部（略）</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合計</td> <td style="text-align: center;">672（33）</td> </tr> </tbody> </table> <p>注（ ）書は兼任を示す。</p>	区分	定数（人）	市長の事務部局の項～農業委員会の事務部局の項（略）		消防機関の事務部局	97	公営企業の事務部局の部（略）		合計	672（33）	<p>(定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次の表に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">区分</th> <th style="width: 40%;">定数（人）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長の事務部局の項～農業委員会の事務部局の項（略）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>消防機関の事務部局</td> <td style="text-align: center;">93</td> </tr> <tr> <td>公営企業の事務部局の部（略）</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合計</td> <td style="text-align: center;">668（33）</td> </tr> </tbody> </table> <p>注（ ）書は兼任を示す。</p>	区分	定数（人）	市長の事務部局の項～農業委員会の事務部局の項（略）		消防機関の事務部局	93	公営企業の事務部局の部（略）		合計	668（33）
区分	定数（人）																				
市長の事務部局の項～農業委員会の事務部局の項（略）																					
消防機関の事務部局	97																				
公営企業の事務部局の部（略）																					
合計	672（33）																				
区分	定数（人）																				
市長の事務部局の項～農業委員会の事務部局の項（略）																					
消防機関の事務部局	93																				
公営企業の事務部局の部（略）																					
合計	668（33）																				

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

【参考資料】

下呂市職員定数条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

昨年の救急車の事故を受けて、再発防止策を講じるべく消防業務に従事する人員を増員するため、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

(1) 職員定数を改めます。

所 属 名	改 正 後	改 正 前
消防機関の事務部局	97	93
合計	672	668

(第2条関係)

(2) この条例は、令和7年4月1日から施行します。

(附則関係)